

さぬき市行政改革実施計画
(平成15年度～平成19年度)
実施状況報告書

さぬき市総務部政策課

平成20年8月

1 はじめに

平成16年3月にさぬき市行政改革大綱及びさぬき市行政改革実施計画を策定し、平成14年4月の「さぬき市」発足後、少子高齢化社会の進展や長期的な景気の低迷など、本市を取り巻く社会情勢に対応するために、平成15年度から平成19年度を計画期間に定め、限られた予算を最適に配分し、人員を削減しながらより効率的で効果的な行政運営を図ってきました。

この間に98項目に取り組みました。

この結果、平成14年度の支出項目を基準に平成15年度から平成19年度の各年度で事業の見直しにより減額になった額の総額（効果額）で44億円を節減することが出来ました。

98項目については、全てにおいて何らかの結論を得たとはいえ、光熱水費の節約や職員の意識改革など計画が長期に継続するものや今回は検討だけで具体的な実施に至っていない項目、実施はしたけれども効果が挙がっていない項目があります。そこで、安定した行財政基盤にするために特に重点的に取り組むべき項目については、平成20年度から平成23年度の新たな行政改革実施計画に引き継いで取組をします。また、その他の課題となったものや長期に継続すべきものについても各所管課の課題として取組をします。

2 財政の推移

平成14年度普通会計歳出決算額の30,864百万円に対して平成19年度普通会計歳出決算額は21,477百万円で、平成15年度から平成19年度の期間で普通会計歳出は9,387百万円の減額になっています。

減額した額が最も大きいのは道路や公園、学校や公民館など資産形成に係る普通建設事業費で7,849百万円、次に光熱水費、通信運搬、消耗品、備品、委託などに係る物件費で1,610百万円、市から補助金や負担金として支払われる補助費で1,373百万円、職員や特別職の給与、議員や各種委員会に支払われる報酬など人件費で586百万円の減額になっています。

増えたのは、児童手当や乳児、高齢者、重度心身障害者の医療費に使う経費などに係る扶助費で392百万円、市が借り入れたお金の返済に使う経費の公債費で598百万円になっています。

財政状況を示す財政指数は、財政基盤の強さを示す財政力指数で、平成14年度の0.420から平成19年度は0.473に上昇しています。

経常的な経費の示す割合の経常収支比率は、平成14年度の88.5%から平成19年度は92.7%になって、財政の硬直化が進んでいます。また、借金の返済額とこれに準じる負担の割合を示す実質公債費比率は、平成19年度に23.2%になって負担が大きくなっています。

3 取組の成果

組織機構は、平成15年4月1日の市長部局の組織5部29課を部と課の目的体系別に整理して平成20年4月1日の市長部局組織を4部24課に簡素化し、職員数（市民病院を除く。）は、平成15年4月1日の566人に対して平成20年4月1日の471人で95人の減数になっています。

職員の仕事に対する意識を高めるために、人材育成基本方針、行政評価システム、人事評価制度、昇任試験制度を新規に導入しました。

事務事業については、内部事務を効率化するために、接遇マニュアル及び救護マニュアル並びに職員初動（地震・大雨）マニュアルなど各種マニュアルの作成、選挙事務及び税務事務並びに共通文書事務等の電子化やネットワーク化、予算編成における枠配分方式の導入、市民病院の当直事務や清掃管理事務の民間委託などの整備、改善をしました。

また、行政関与の妥当性を図るために、パークアンドライド駐車場や放課後児童クラブの利用料、イルカ飼育事業、市広報紙配布（市民以外）の郵送方法、消費者団体主催事業、地域イベント事業、小中学生市町交流事業、各種補助金交付事業、交際費の支出、都市公園管理事業、在宅管理事業など事業の改善、縮小、廃止を行っています。

4 今後の課題

平成15年度から平成19年度の取組において平成19年度末までに実施に至らなかった項目は次のとおりです。

まず、効率性や緊急性の観点から予算確保ができないことや計画に効果が見込めないことが原因で実施が困難になっているものは、市立保育所の公設民営化、幼保一元化の推進、グループ制の導入、職員提案制度の導入、窓口取扱時間の延長、公共工事縮減行動計画の策定、電子入札があります。

次に、見直しはしたけれども、交渉がうまくいかないことや改善すべき対象がないことが原因で実施が困難になっているものは、投票所の見直し、許認可等事務手続の緩和があります。

また、平成19年度末までに実施に至らなかったけれども実施が近付いているものは、出張所や支所の見直し、小中学校の規模や学校給食調理場の見直し、議会会議録の公表、施設使用料や減免制度の見直しがあります。

さらに、職員の意識改革、人件費や光熱水費など経常経費の抑制、補助金の見直し、行政評価システムによる一つ一つの事務事業の見直しについては、不断の取組が求められています。

5 行政改革実施計画の実施状況

実施状況は次のとおりです。(表中「×」は計画に対して実施に至らないものを示す。)

(1) 事務事業の整理合理化

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
1	事務処理マニュアルの作成	職員の人事異動に伴い業務が停滞しないように事務処理マニュアルを作成する。	事務引継書やマニュアルを作成した。
2	新たな少子化対策の検討	新たな少子化対策の導入を検討し、市の活性化を図る。	さぬき市次世代育成支援計画を策定した。
3	パークアンドライド事業の見直し	無料となっている利用料金を有料化する。	有料化した。
4	人事給与と事務の見直し	病院等出先機関の職員が本庁の端末で入力等作業をしているので効率化を図る。	効率化を図った。
5	投票所、選挙事務の見直し	事務に係る人件費や投票所の見直しをする。	人員は削減できたが投票所の削減はできなかった。
6	課税台帳の電子化	確定申告から課税までを電子化して作業の効率化を図る。	電子化して効率化した。
7	備品消耗品購入事務見直し	各課の随意契約を見直し、単価による入札をする。	入札を実施した。
8	ゆめ保育事業の見直し	ゆめ保育事業について直営となっている市の関与の在り方を見直す。	市は関与しないこととし、事業を廃止した。
9	予算配分の見直し	各部局が主体的に取り組むするため庁内分権を推進し予算編成の方法を見直す。	枠配分方式を採用した。
10	行政評価システム導入	行政評価システムを導入して、予算や職員定数の査定に活用する。	事務事業評価を実施した。
11	行政計画策定手法の見直し	計画等を安易にコンサルタント会社に委託することなく可能な限り職員等で策定する。	予算査定において精査し、職員が策定している。
12	市広報紙の配布先の見直し	市民以外の法人個人に郵送しており負担のあり方や配布先を見直す。	市民以外の個人等は郵送料を有料とした。
13	高齢者福祉サービスの見直し	高齢者対策事業を見直す。また、関係者による検討組織を設置する。	敬老年金事業を廃止した。委員会を設置した。
14	敬老会事業の見直し	実施主体が不明瞭であるため敬老会事業の見直しをする。	補助金交付要綱を策定した。
15	造林事業の見直し	下刈、間伐等の経費を削減する。	年2回の実施を年1回に改めた。

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
16	消費者団体主催行事見直し	市が行う事務のあり方を見直す。	活動を阻害しないよう市の関与は最小限に見直した。
17	地域イベントの見直し	イベントのあり方を見直す。	市の関与のあり方を見直し事業を廃止した。
18	観光振興の一元化	3つの観光協会を統合する。	1つに合併した。
19	農家相談業務の見直し	相談件数が少ないのであり方を見直す。	年6回の相談事業を年2回にした。
20	下水道事業の効率的な整備	下水道事業効率化・重点化計画を策定する。	計画を策定したが、経営を健全化する課題がある。
21	市営住宅の計画見直し	社会的背景や役割を踏まえて計画の見直しをする。	見直しによる計画を策定した。
22	道路等の管理の見直し	ボランティア活動の推奨など、草刈・清掃等の恒常的な管理について見直しを図る。	道路草刈活動報奨金交付事業を新設した。
23	交流事業の見直し	剣淵町、気茂別町、アパルト市などにおける小中学生交流事業を見直す。	市の関与のあり方、関係者の負担を見直した。

(2) 規制緩和の推進

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
24	各種申請書等の押印見直し	各種申請書等の押印を見直しする。	印鑑を忘れたとき本人確認で場合により免除とした。
25 ×	許認可等・事務手続の緩和	必要以上の許認可の規制について見直し手続の簡素化や処理日数を短縮する。	点検を実施したが、計画した成果に至らなかった。

(3) 民間委託の推進

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
26	委託業務の集約化	各課で実施する類似業務を集約し、合理化を図るとともに経費の節減化を図る。	指定管理者制度の導入 下水道関連委託の集約
27	会議録作成業務の外部委託	議会会議録作成に係る大幅な時間削減による効率化	平成20年度に会議録検索システムを導入する。
28	自主防災組織の設置推進	地域社会における防災の共通認識のもとに自主防災組織の設置育成強化を図る。	平成15年度から設置を呼び掛けて取組を開始した。
29	不法投棄情報提供の委託	廃棄物不法投棄に対し各種団体、ボランティアにも協力を求め不法投棄を防止する。	防止看板の設置やボランティア清掃等を実施した。
30 ×	市立保育所の公設民営化	市立保育所の改築整備と併せて公募による運営主体を選定し民営化を図る。	民営化に至らなかった。

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
3 1	大串ぶどう園の管理見直し	市が直接管理している大串ぶどう園について設置のあり方を見直す。	業務委託を実施した。
3 2	市民病院事務当直外部委託	臨時職員3名が交替で1名勤務しているが、委託による人件費の削減を図る。	業務委託を実施した。
3 3	水道施設管理業務委託	浄水場、排水施設の運転管理を業務委託して人件費を削減する。	業務委託を実施した。
3 4	市民病院の管理員業務委託	ごみ収集、ソツ交換等の業務を業務委託して人件費を削減する。	業務委託を実施した。

(4) 補助金の整理合理化

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
3 5 ×	補助金の適正化	再点検を行う。関係機関に対して経費削減を要請する。	経費削減を図ったが、継続して取組む必要がある。
3 6	社会法人の助成制度	老人福祉施設整備等に係る建設補助金及び利子補給のあり方について検討する。	新規の利子補給については廃止した。
3 7	母子愛育会活動補助金	平成16年度から補助金を削減する。	補助金を削減した。
3 8	食生活改善協議会補助金	平成16年度から補助金を削減する。	補助金を削減した。
3 9	老人クラブ育成補助金	補助金を見直す。	補助金を削減した。
4 0	塵芥処理関係補助金	資源リサイクル奨励金等の補助金を見直す。	資源リサイクル活動補助金を廃止した。
4 1	農業団体等補助金の見直し	農業団体等補助金は、実績をもとに、適正かつ平等になるように見直す。	削減し、農協部会活動支援事業は廃止した。
4 2	水田農業構造改革対策助成	米の生産調整達成者に対する単独助成の助成方法を見直す。	生産調整面積の管理方式から生産数量方式に転換。
4 3	水産振興補助金	水産関係団体への補助金も含めて水産振興事業補助金を見直す。	団体の実績を精査し事業に対する補助金とした。
4 4	土地改良区運営助成	土地改良区に対する助成基準を見直す。	団体の実績を精査し事業に対する補助金とした。
4 5	アグリさぬき補助金	団体が自主的に運営できるよう助成基準の見直しを図る。	団体の実績を精査し事業に対する補助金とした。
4 6	教育関係団体補助金	補助金の支出目的、効果、活動実績等を見直し整理合理化を図る。	団体の実績を精査し事業に対する補助金とした。

(5) 組織・機構

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
47	組織・機構の見直し	簡素、効率的、速やかな意思決定、わかりやすい組織を庁内検討組織で見直す。	行革プロジェクトチームを設置して組織再編を実施した。
48	庁内人的応援体制の構築	イベント、行事等を実施時のプロジェクトチームの編成等庁内人的応援体制を構築する。	部長会等で情報共有化、調整を図っている。
49	グループ制の導入	業務内容に応じた執行体制を臨機応変に整えることができる制度を導入する。	導入しないこととし、情報共有を強化する。
50	出張所の見直し	一部出張所の廃止も含めて、出張所のあり方について検討する。	平成19年度財政健全化策で廃止を検討する。
51	小中学校の規模の適正化	小学校、中学校の通学区域の見直しを行う。	平成20年に学校再編計画を策定した。
52	学校給食業務の見直し	老朽化している単独調理校を廃止し、共同調理場に業務を統合する。	学校再編計画に合わせて事業を進める。
53	幼保一元化の推進	地域の実情に応じ、幼稚園の統合や保育所との一元化を図る。	認定保育園を実施したが結論に至っていない。

(6) 定員管理の適正化

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
54	定員管理の適正化	定員管理計画を定めて実施する。	定員管理計画を定めて実施した。

(7) 給与の適正化

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
55	給与体系の確立	職員給与について財政事情や他市の状況を見極め合併時の不均衡を解消する。	是正した。
56	各種手当の見直し	管理職手当等について見直しを図る。	是正した。

(8) 人材育成の推進

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
57	人材育成計画の策定	職員の能力を効果的に推進するため、人材育成基本方針を策定する。	人材育成基本方針を策定した。
58	職員の意識改革の推進	男女共同参画の推進、研修を実施する。	附属機関委員の登用に関して基本方針を策定した。
59	職員提案制度の導入	職員提案制度を導入し、事務改善や職員の政策形成能力の向上を目指す。	実施できていない。

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
60	昇任試験制度の導入	優秀な人材を確保し、職員の意欲を喚起するため昇任試験制度を導入する。	課長補佐職の昇任試験を実施した。
61	人事評価制度の導入	人事評価制度を導入する。	人事評価制度を試行した。
62	異動等の自己申告制度充実	職員の意識高揚による職場の活性化を図るため異動の自己申告制度を実施する。	人事配置に自己申告制度を参考にした。

(9) 多様な人材の確保

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
63	専門職員の養成	専門的な知識や技術を習得するため自治対学校や研修所に職員を派遣する。	派遣研修を実施した。
64	情報関連専門職員の養成	本格的な電子自治体の到来に備え、専門職員の確保を図る。	派遣研修を実施した。

(10) 行政サービスの向上

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
65	総合案内窓口の設置	総合案内窓口を設置し、ワンストップサービスを図る。	総合案内を設置した。
66	市民サービス向上委員会の設置	あらゆる市民サービスを向上するために提言、検討する組織を設置する。	市民サービス向上委員会を設置しマニュアルを作成した。
67	収納窓口等の設置	水道料金について、コンビニエンスストアでの収納を検討する。	コンビニエンスストアで納付できる制度を創設した。
68	窓口取扱時間の延長	市民サービスを向上するため、窓口取扱時間の延長について検討する。	費用対効果、必要性から実施に至っていない。
69	市民目安箱の設置	地域の実情に応じた地域住民の提言を受け付ける窓口を設置する。	生活環境課を窓口にした。

(11) 行政の情報化の推進

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
70	全庁的なLANの充実点検	情報の共有化を促進し、事務の効率化を図るためLANを点検し充実化を図る。	庁内イントラネットを構築した。
71	地理情報システムの導入	事務の効率化を図るため、地図情報を電子DATA化する。	下水道事業において配管等を電子DATA化した。

(12) 行政手続の適正化

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
72	行政手続制度の見直し	簡素で効率的な行政システム確立を図るため、継続的に制度の見直しを行う。	電子化情報の手続きについて見直し条例改正をした。

(13) 情報公開の推進

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
73	情報公開制度の内容充実化	情報公開制度の内容を充実させるため申請方法の簡略化などについて検討する。	請求人の範囲を拡大し条例の改正をした。
74	議会会議録の公表	議会会議録をさぬき市ホームページに掲載し議会の透明性を確保する。	平成20年度に市ホームページに掲載する。
75	監査委員の監査結果の公表	市のホームページなどにより監査委員の監査結果を公表する。	監査委員の監査結果を公表した。
76	会議公開の充実・強化	各種審議会の審議状況の公開について、範囲を広めるなど充実強化を図る。	附属機関等委員構成及び会議公開に関する指針改正

(14) 市民への情報提供

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
77	市統計書の作成・公開	市政に関する統計DATAを市のホームページで公表する。	統計DATAを公表した。
78	市ホームページの充実	情報を提供するとともに、内容について検証し、質量ともに充実させる。	セキュリティ保護、内容充実に努めた。
79	広報配布物の見直し	広報配布物の少量化に努める。	ページ数を削減した。
80	行政改革の周知	行政改革の取組状況についてお知らせする。	市ホームページで公表した。
81	積極的な情報の提供	市民のニーズを把握し、広く情報に接することができるように努める。	広報紙、インターネット、CATVの活用に努めた。

(15) 経費の削減、合理化等の財政健全化

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
82	市税等の徴収率の向上	納付意識の高揚を図り、悪質な滞納者については差し押さえ等厳正に対処する。	個別訪問、差し押さえ等実施した。
83	各種使用料手数料の見直し	受益者負担の原則に基づき見直しを行う。	検討中であり、見直しに至っていない。
84	会計事務の見直し	支払命令書の削減化を図るとともに添付書類についても簡素化する。	書類の簡素化適正化になるよう見直した。
85	交際費の見直し	交際費のうち「祝い金」について参加行事を整理のうえ段階的に縮減する。	削減した。
86	コピー用紙の削減	年間900万枚を使用しており、両面コピー等により毎年5%の経費を縮減する。	在庫管理の徹底と両面コピーの奨励により削減した。

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
87	光熱水費の削減	職員の省エネ意識を高揚させ、休憩中の消灯、冷房温度を抑制する。	クールビズの実施
88	都市公園の維持管理見直し	公園清掃について、地域ボランティア等住民との連携を図り管理方法を見直す。	地域の管理として依頼した。
89	在宅健康管理システムの見直し	負担や今後の事業のあり方について見直しを行う。	事業を廃止した。
90	放課後児童クラブ負担見直し	受益者負担の適正化を図るため、管理費用や他市と比較して改定を検討する。	利用料金を改定した。
91	公用車管理の見直し	公用車を適正台数に整理し、管理体制を見直す。	管理日誌の提出、稼働率から適正な把握に努めた。
92	バランスシートの作成	バランスシートの作成により、財政状況の的確な把握及び行政の透明性を図る。	バランスシートを作成して公表した。

(16) 会館等の公共施設

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
93	施設利用の利便性向上	体育館や公民館などの施設使用の使用時間等管理基準を見直す。	定期使用団体制度等の導入により見直しを図った。
94	施設使用料減× 免規定見直し	減免のあり方を調整する。	施設使用料の見直しと共に実施に至っていない。
95	公共施設使用申込の一元化	公共施設予約システムの導入を検討する。	電子かがわ予約システムを導入した。
96	自治会館的な施設の見直し	自治会が管理、使用する施設の行政関与のあり方を見直す。	自治会に移管する。

(17) 公共工事

No.	取組事項	取組の計画	取組の実績
97	公共工事縮減× 行動計画策定	市が行う公共工事について見直しを行う。	経費縮減を図っているが計画の策定に至らなかった。
98	電子入札の導入×	県が奨励している電子入札システムを導入する。	導入に至らなかった。

6 行政改革実施計画に基づく節減等効果額等

(単位：千円)

区 分	計画額	効果額	削減額
1 事務事業の見直し	341,254	907,915	304,541
(1) 事務事業の整理合理化	293,836	528,828	203,783
(2) 規制緩和	0	0	0
(3) 民間委託の推進	3,895	32,680	8,020
(4) 補助金の整理合理化	43,523	346,407	92,738
2 組織・機構	0	3,222	1,154
3 定員及び給与	387,500	3,018,500	1,132,000
(1) 定員管理の適正化及びその計画	387,500	3,018,500	1,132,000
(2) 給与の適正化	0	0	0
4 人材の育成・確保	0	0	0
(1) 人材の確保	0	0	0
(2) 多様な人材の確保	0	0	0
5 行政の情報化等のサービスの向上	3,141	▲ 5,095	▲ 1,019
(1) 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化	3,141	▲ 5,095	▲ 1,019
(2) 行政の情報化等の推進	0	0	0
6 公正の確保と透明性の向上	0	22,585	4,517
(1) 行政手続の適正化	0	0	0
(2) 情報公開の推進	0	0	0
(3) 市民への情報提供	0	22,585	4,517
7 経費の節減・合理化等の財政健全化	237,355	489,261	462,541
(1) 経費の節減・合理化	3,763	38,528	11,808
(2) 自主財源の確保	233,592	450,733	450,733
8 会館等の公共施設	0	0	0
9 公共工事	0	0	0
合 計	969,250	4,436,388	1,903,734

7 決算額等

表1 歳入の推移

区分(単位:百万円)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H14-H19
普通会計歳入決算額	32,312	25,516	26,588	26,747	23,235	21,944	△10,368
一般財源	16,214	14,903	15,220	15,564	15,654	15,671	△543
うち市税	5,488	4,959	5,032	5,213	5,254	5,916	428
うち地方交付税	9,528	8,709	8,780	8,892	8,750	8,617	△911
特定財源	16,098	10,613	11,368	11,183	7,581	6,273	△9,825
うち市債	6,258	3,419	3,937	3,285	2,381	1,662	△4,596

表2 歳出の推移

区分(単位:百万円)	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H14-H19
普通会計歳出決算額	30,864	24,567	25,726	26,071	22,908	21,477	△9,387
人件費	4,458	4,157	4,313	4,170	3,993	3,872	△586
うち職員給	3,196	2,968	2,910	2,767	2,625	2,488	△708
扶助費	1,920	2,087	2,245	2,209	2,257	2,312	392
公債費	2,944	2,837	2,993	3,204	3,467	3,542	598
物件費	4,197	3,469	3,147	2,651	2,512	2,587	△1,610
維持補修費	110	120	113	89	79	83	△27
補助費等	5,204	3,906	3,808	3,723	3,828	3,831	△1,373
うち一部事務組合負担金	2,047	1,953	1,894	2,131	2,164	2,162	115
繰出金	2,610	2,674	2,812	2,912	2,964	3,094	484
積立金	2	880	831	832	905	616	614
投資・出資・貸付	228	208	293	211	186	184	△44
普通建設事業費	9,191	4,071	4,315	3,024	2,349	1,342	△7,849
うち補助事業	4,753	1,457	1,335	1,053	482	263	△4,490
うち単独事業	3,907	2,197	2,714	1,826	1,752	999	△2,908
災害復旧事業	0	158	856	3,046	368	14	-

表3 財政指標等(普通会計)

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19
財政力指数	0.420	0.442	0.460	0.455	0.461	0.473
経常収支比率	88.5	91.2	92.6	91.6	92.2	92.7
公債費比率	15.2	15.0	15.7	15.3	14.9	14.5
実質公債費比率	-	-	-	19.4	22.2	23.2
起債制限比率	10.3	10.7	11.6	11.7	12.2	12.2
地方債現在高	28,876	30,099	31,652	32,306	31,787	30,457

【財政用語解説】

①普通会計

特別会計の設置がそれぞれの地方自治体の判断によるため、一般会計同士の比較では地方自治体間の財政状況を比較することが難しい面がありました。そのため、総務省所管の決算統計（地方財政状況調査）を始め、地方自治体間の財政状況を同じ基準で比較するために設けられる統計上の架空の会計です。さぬき市では、一般会計＋共通商品券発行事業特別会計＋建設残土処分場事業特別会計＋CATV事業特別会計（平成19年度は一般会計に含む。）です。

②人件費

職員や特別職の給与、議員及び各種委員会委員の報酬の経費です。

③扶助費

児童手当や乳児・老人・重度心身障がい者の医療費など、社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。

④公債費

これまでに市が借り入れたお金の返済に充てる経費です。

⑤物件費

人件費に計上されない賃金、旅費、交際費、需用費（消耗品、燃料費、光熱水費など）、備品購入費、委託料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料など）などの消費的性質の経費です。

⑥維持補修費

道路、公共施設などを維持補修するための経費です。

⑦補助費等

市から他の地方公共団体や民間の各種団体などに対して、公益上必要な場合に支出される負担金や補助金です。

⑧繰出金

一般会計と特別会計相互間において資金運用をするための経費です。

⑨普通建設事業費

道路や公園、学校や公民館などの施設の建設費、大規模修繕費といった町の資産の形成につながる経費です。

⑩災害復旧事業費

台風などの被害の復旧の経費です。目的別における災害復旧費と同じです。

⑪財政力指数

地方自治体の財政基盤の強さを示すもので、1を超えると普通交付税が交付されない団体となります。通常は3か年平均の数値を用います。また、1を超

えない場合でも1に近いほど財政力に余裕の有る団体といえます。

⑫経常収支比率

経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される特定の財源をもたない経費）を経常一般財源（毎年経常的に収入される一般財源）で割ったものです。低いほど臨時的な経費（投資的経費など）にまわす財源を確保できることになり、高いほど経常的な経費が財政を圧迫して、財政構造の弾力性が低いということになります。市では75%～80%ぐらいがよいといわれています。

⑬公債費比率

市債の元利償還金等である公債費を標準財政規模で割ったものです。標準的な一般財源に対する公債費の割合を算出することにより、他団体との比較が可能で、客観的な市の公債費の状況がわかります。

⑭実質公債費比率

借金の返済額とこれに準じる額の負担の程度を示す指標です。

普通会計の公債費のほか、特別会計の公債費に充てるための繰出金や、一部事務組合の公債費に充てるための負担金、債務負担行為等が算入の対象となり、普通会計が実質的に負担する借金の返済額の大きさを示します。借金の返済額については、短期間で削減することが非常に困難であり、かつその支払については延期することもできないため、この指標が高いほど財政の硬直化が進み、資金繰りが苦しいといえます。また、この指標が一定以上の水準に達すると新たな借り入れが制限されます。18%未満の場合は県と協議して借入ができ、18%以上になると県の許可が必要になります。25%以上は単独事業費の起債が制限されます。健全化判断比率の財政指標の1つで、早期健全化団体25%～35%・再生団体35%以上となっています。

⑮起債制限比率

公債費比率と同じような算式で計算しますが、市債が過大とならないよう一定の制限を設ける時の指標となるのがこの起債制限比率です。起債制限比率が20%を超えると一般単独事業債と厚生福祉施設事業債の発行が認められなくなり、30%を超えると一般事業債の発行が認められなくなります。